



静岡県民間社会福祉施設職員退職共済制度の ご案内

一般財団法人 静岡県社会福祉事業共済会

静岡県社会福祉事業共済会 退職共済制度のしくみ

静岡県社会福祉事業共済会では、静岡県内の社会福祉施設等に勤務している職員の退職共済制度及び福利厚生制度の充実を図るとともに、地域における社会福祉の推進に関する事業を行い、もって地域福祉の振興に寄与することを目的に、退職手当金の給付を行っています。

【加入できる法人】

社会福祉施設等又は特定介護保険施設等を経営する社会福祉人の経営者です。

(申出施設等のみを経営している場合は加入できません。)

【対象となる職員】

加入法人に使用され、かつ、法人の経営するすべての施設の業務に常時従事する次の職員です。

- 雇用期間に定めのない職員 (いわゆる正規職員)
- 1年以上の雇用期間を定めて使用される職員で、労働時間が就業規則等で定める正規職員の所定労働時間の3分の2以上の者
- 1年未満の雇用期間を定めて使用され、その期間の更新により引き続き1年を経過した職員で、労働時間が就業規則等で定める正規職員の所定労働時間の3分の2以上の者

【加入の手続き】

「静岡県社会福祉事業共済会加入申込書 (様式第1号)」、「加入職員名簿 (様式第1-2号)」を記入のうえ、「施設の設置認可証明書」等の写しを添付して申込をしてください。

1経営者つき、納付金100,000円を納付していただきます。

【負担金】

4月1日に在籍する職員数に一人当たり年間13,800円を乗じ、納付期限までに納付していただきます。

- 年度途中の加入職員の負担金はありません。
- 新規加入法人については、当該年度の加入月数に応じた額 となります。

【退職手当金】

給付

退職手当金は、経営者を介して退職した職員 (死亡による退職の場合にはその者の遺族) に給付します。

退職手当金の額

退職した職員の加入年数に相応する別表1の額と別表3の額の合計額です。

※3年毎に事業財政の検討を行うため、別表の額は変更する場合があります。

【職員の異動】

職員が他の社会福祉法人等 (本会加入の経営者の施設) に異動した場合、また合算申出後復帰の場合は、前後の期間が通算されます。

【死亡退職者の給付】

職員が死亡による退職の場合は、退職手当金に死亡加算金50,000円を給付します。

【退職手当金 別表】

【別表1】

退職手当金額表

加入年数	退職手当金	加入年数	退職手当金
3年	40,000	15年	226,000
4年	53,000	16年	242,000
5年	66,000	17年	258,000
6年	79,000	18年	275,000
7年	98,000	19年	292,000
8年	117,000	20年	308,000
9年	132,000	21年	325,000
10年	147,000	22年	343,000
11年	163,000	23年	360,000
12年	178,000	24年	377,000
13年	194,000	25年	395,000
14年	210,000		

26年以上は省略

【別表3】

付加給付金額表

加入年数	付加給付金	加入年数	付加給付金
8年	5,000	18年	31,000
9年	7,000	19年	33,000
10年	15,000	20年	35,000
11年	17,000	21年	37,000
12年	19,000	22年	39,000
13年	21,000	23年	41,000
14年	23,000	24年	43,000
15年	25,000	25年以上	50,000
16年	27,000		
17年	29,000		

注：平成30年4月1日以降の退職者に適用

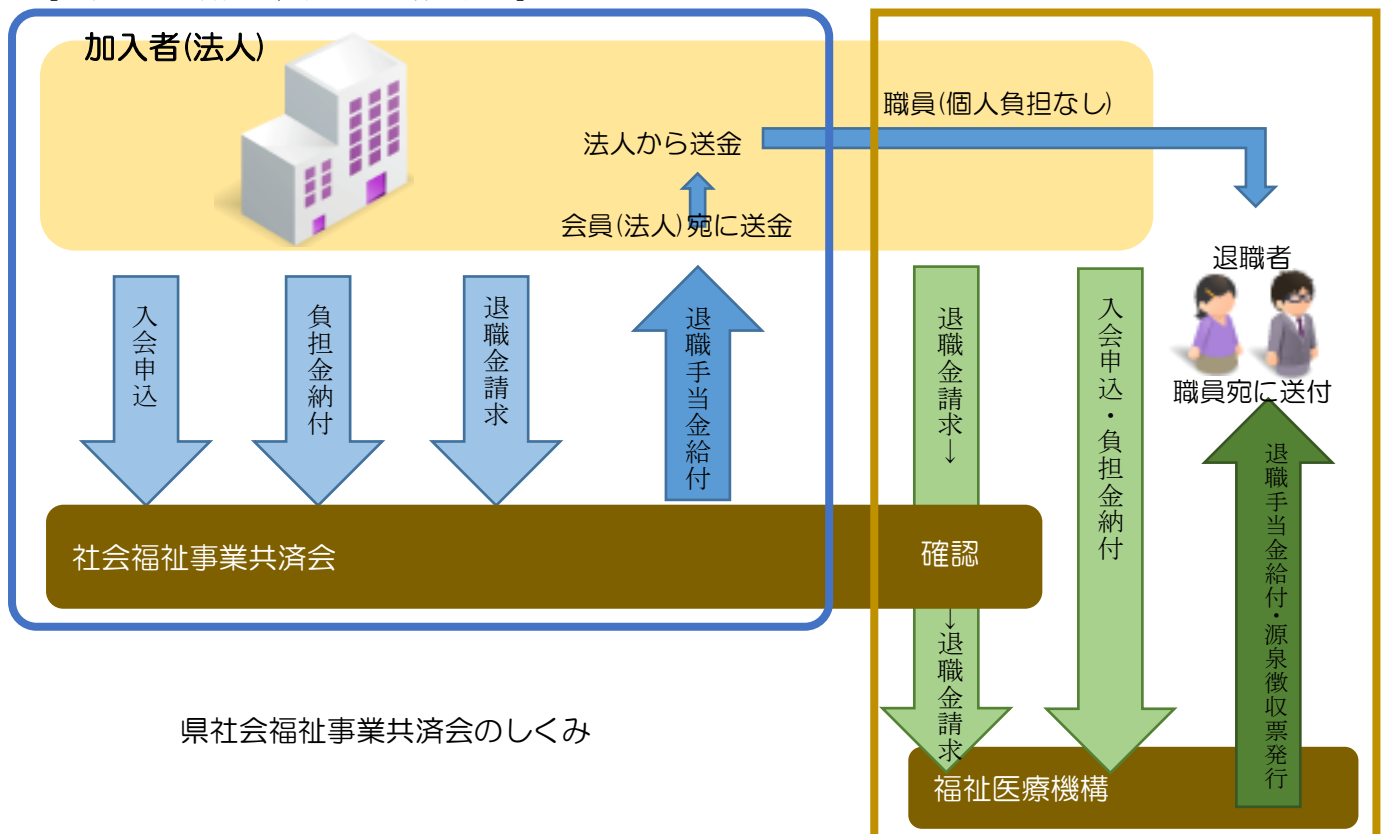
【社会福祉施設職員等退職手当共济制度との関係について】

社会福祉施設職員等退職手当共济制度の退職手当金は、社会福祉施設の職員を対象としており、法律で定められているものです。

県内の社会福祉施設等職員が加入している代表的な退職手当金は、福祉医療機構の退職手当制度と県共济会の退職手当制度の2階建て構造です。福祉医療機構への加入・脱退・負担金納付は直接機構に行っていただきますが、退職手当金請求については、共济会にお知らせいただければ、機構・共济会ともに処理できます。

退職金の税金処理は共济会の退職金と福祉医療機構の退職金が合算され、福祉医療機構において税処理（源泉徴収）が行われます。

【退職手当金制度の仕組みと事務の流れ】



社会福祉施設職員等退職手当共済制度のしくみ

福祉医療機構及び県共済会の退職金制度の特色

県内の社会福祉施設等職員が加入している代表的な退職手当金は、福祉医療機構の退職手当制度と県共済会の退職手当制度の2階建て構造です。

制度の種類	福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職手当共済制度(A)	静岡県社会福祉事業共済会(県共済会) 退職共済制度(B)																																																																																																																											
制度の概要	社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づいた、全国の福祉従事者のための退職金制度です。 退職金の財源は、契約者(社会福祉法人)、国、都道府県の三者による負担です。(ただし国及び都道府県の負担分は社会福祉施設等職員及び特定職員数分のみです。) 加入職員が退職した場合に、その職員に対し退職手当金の支給を行います。	県共済会の退職制度は、福祉医療機構の退職金の上乗せ制度です。 退職金の財源は、会員(社会福祉法人)が負担金を積み立てたものです。 加入職員の退職時に勤務年数に応じて退職手当金を支給するものです。																																																																																																																											
①加入できる団体	社会福祉施設等を経営する社会福祉法人	同 左																																																																																																																											
②制度対象職員(加入職員)	①に勤務する正規職員及び労働時間が正規職員の2/3以上の非常勤職員	①に勤務する職員で法人代表者が認めた職員																																																																																																																											
③掛金	契約者(社会福祉法人)が全額負担し、職員の負担はありません。 (年額) 一人 44,500円	会員(社会福祉法人)が全額負担し、職員の負担はありません。 (年額) 一人 13,800円																																																																																																																											
④支給財源	賦課方式で毎年の退職金財源はその年に納付された掛金によって賄われます。 契約者(社会福祉法人)のほか、国と都道府県で全体を1/3ずつ負担しています。 「申し出施設等」からの加入者については補助の対象外のため経営者が3/3掛金(3倍の掛金)を負担します。	積立方式です。 将来の退職共済給付金の支払いに備えて資金を積立、資産運用をしています。																																																																																																																											
⑥退職金額の計算方法	<p>計算基礎額×支給乗率=退職手当金 計算基礎額: 退職前6ヶ月の平均本俸月額に応じて政令で定める額 支給乗率: 加入年数(職員期間)に応じて法律で定める乗率</p> <p style="text-align: center;">退職手当金計算表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">計算基礎額(政令で定める額)</th> <th colspan="2">ランク表(円)</th> <th rowspan="2">支給乗率(法律で定める額)</th> <th colspan="2">職員期間</th> </tr> <tr> <th>20</th> <th>360,000</th> <th>49年</th> <th>49.59</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>19</td> <td>340,000</td> <td></td> <td>~</td> <td>~</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>190,000</td> <td></td> <td>40年</td> <td>46.545</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>175,000</td> <td></td> <td>20年</td> <td>20.445</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>74,000</td> <td></td> <td>15年</td> <td>10.788</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>62,000</td> <td></td> <td>10年</td> <td>5.22</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1年</td> <td>0.522</td> </tr> </tbody> </table>	計算基礎額(政令で定める額)	ランク表(円)		支給乗率(法律で定める額)	職員期間		20	360,000	49年	49.59	19	340,000		~	~	10	190,000		40年	46.545	9	175,000		20年	20.445	2	74,000		15年	10.788	1	62,000		10年	5.22				1年	0.522	<p style="text-align: center;">退職手当金額表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>加入年数</th> <th>退職手当金</th> <th>付加給付金</th> <th>合計</th> <th>加入年数</th> <th>退職手当金</th> <th>付加給付金</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>3年</td><td>40,000</td><td></td><td>40,000</td><td>13年</td><td>194,000</td><td>21,000</td><td>215,000</td></tr> <tr><td>4年</td><td>53,000</td><td></td><td>53,000</td><td>14年</td><td>210,000</td><td>23,000</td><td>233,000</td></tr> <tr><td>5年</td><td>66,000</td><td></td><td>66,000</td><td>15年</td><td>226,000</td><td>25,000</td><td>251,000</td></tr> <tr><td>6年</td><td>79,000</td><td></td><td>79,000</td><td>16年</td><td>242,000</td><td>27,000</td><td>269,000</td></tr> <tr><td>7年</td><td>98,000</td><td></td><td>98,000</td><td>17年</td><td>258,000</td><td>29,000</td><td>287,000</td></tr> <tr><td>8年</td><td>117,000</td><td>5,000</td><td>122,000</td><td>18年</td><td>275,000</td><td>31,000</td><td>306,000</td></tr> <tr><td>9年</td><td>132,000</td><td>7,000</td><td>139,000</td><td>19年</td><td>292,000</td><td>33,000</td><td>325,000</td></tr> <tr><td>10年</td><td>147,000</td><td>15,000</td><td>162,000</td><td>20年</td><td>308,000</td><td>35,000</td><td>343,000</td></tr> <tr><td>11年</td><td>163,000</td><td>17,000</td><td>180,000</td><td colspan="3" rowspan="2">21年以上は省略</td></tr> <tr><td>12年</td><td>178,000</td><td>19,000</td><td>197,000</td></tr> </tbody> </table> <p>加入年数に応じ、退職手当金額表により支給</p>	加入年数	退職手当金	付加給付金	合計	加入年数	退職手当金	付加給付金	合計	3年	40,000		40,000	13年	194,000	21,000	215,000	4年	53,000		53,000	14年	210,000	23,000	233,000	5年	66,000		66,000	15年	226,000	25,000	251,000	6年	79,000		79,000	16年	242,000	27,000	269,000	7年	98,000		98,000	17年	258,000	29,000	287,000	8年	117,000	5,000	122,000	18年	275,000	31,000	306,000	9年	132,000	7,000	139,000	19年	292,000	33,000	325,000	10年	147,000	15,000	162,000	20年	308,000	35,000	343,000	11年	163,000	17,000	180,000	21年以上は省略			12年	178,000	19,000	197,000
計算基礎額(政令で定める額)	ランク表(円)		支給乗率(法律で定める額)	職員期間																																																																																																																									
	20	360,000		49年	49.59																																																																																																																								
19	340,000		~	~																																																																																																																									
10	190,000		40年	46.545																																																																																																																									
9	175,000		20年	20.445																																																																																																																									
2	74,000		15年	10.788																																																																																																																									
1	62,000		10年	5.22																																																																																																																									
			1年	0.522																																																																																																																									
加入年数	退職手当金	付加給付金	合計	加入年数	退職手当金	付加給付金	合計																																																																																																																						
3年	40,000		40,000	13年	194,000	21,000	215,000																																																																																																																						
4年	53,000		53,000	14年	210,000	23,000	233,000																																																																																																																						
5年	66,000		66,000	15年	226,000	25,000	251,000																																																																																																																						
6年	79,000		79,000	16年	242,000	27,000	269,000																																																																																																																						
7年	98,000		98,000	17年	258,000	29,000	287,000																																																																																																																						
8年	117,000	5,000	122,000	18年	275,000	31,000	306,000																																																																																																																						
9年	132,000	7,000	139,000	19年	292,000	33,000	325,000																																																																																																																						
10年	147,000	15,000	162,000	20年	308,000	35,000	343,000																																																																																																																						
11年	163,000	17,000	180,000	21年以上は省略																																																																																																																									
12年	178,000	19,000	197,000																																																																																																																										
⑦シミュレーション	<p>勤続年数20年で退職前6ヶ月平均本俸月額 355,000円の職員の場合(⑥退職金額の計算方法より)</p> <p>(A) 福祉医療機構からの退職金 340,000円×18.9=6,951,300円</p> <p>(B) 県共済会からの退職金 343,000円</p> <p>退職手当金の額 7,294,300円・・・(A)+(B)の合計額になります。</p>																																																																																																																												

独立行政法人 福祉医療機構

〒105-8486 東京都港区虎ノ門4丁目3番13号 9階
 加入手続きに関して TEL03-3438-0222 FAX03-3438-0584
 退職金の支給に関して TEL03-3438-0215 FAX03-3438-9261
 URL <http://hp.wam.go.jp/> トップページ「退職手当共済事業」

一般財団法人 静岡県社会福祉事業共済会

〒420-8670 静岡県静岡市葵区駿府町1-70 3階
 事務局 TEL054-254-5243 FAX054-254-5249
 URL <http://shizukyousai.or.jp>